

企業紹介冊子「ワクワクWORK！宮崎」作成業務委託 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

企業紹介冊子「ワクワクWORK！宮崎」の最新版を作成し、求職者や高校生、大学生等に対し、宮崎県内の企業の魅力等を発信することを通して、企業理解や県内就職促進を図る。

2 委託業務の内容

業務の内容については仕様書（別添1）のとおり。主な内容については下記のとおり。

- (1) 企業紹介冊子の作成（企画、編集、デザイン、取材、印刷等）
- (2) 企業紹介冊子の配布

3 委託契約額の上限

7, 596, 600円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 委託期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

5 参加資格

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎県内に事務所又は事業所を有する法人及び団体とする。
- (2) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

6 スケジュール（予定）

(1)公告	令和8年4月27日（月）
(2)質問書受付期限	令和8年5月11日（月）午後5時
(3)参加申込書受付期限	令和8年5月15日（金）午後5時
(4)企画書等提出期限	令和8年5月20日（水）正午
(5)審査	令和8年5月22日（金）以降
(6)審査結果通知	令和8年5月29日（金）まで

7 企画提案競技に係る質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙3)を提出すること。

ア 提出先

下記13を参照

イ 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。
（質問者名は公表しない。）

8 企画提案競技への参加申込

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）を提出すること。

ア 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時

イ 提出先

下記13を参照

ウ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 提出書類

企画提案競技参加申込書（別紙1）

9 企画提案書の提出

(1) 提出資料

ア 企画提案書

（ア）審査項目表の各項目順に従って、分かりやすい表現で具体的に記述すること（企業紹介ページの構成、表紙等のデザインや取材の方法等を含む。）。

(イ) 仕様書に記載されていない独自の提案については、そのことが分かるようにタイトル等を工夫すること。

(ウ) 企画提案書はA4サイズで作成し、任意の様式とする。また、通し番号を振ること。ただし、必要であればA3の用紙を折りたたんで使用することができる。

(エ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

イ 見積書

以下の内容について、必要経費の積算内訳を記載したもの。

(ア) 冊子制作（企画、デザインや取材等）に伴う経費

(イ) 冊子印刷、配布に伴う経費

ウ 誓約書（別紙2）

エ その他添付資料

(ア) 受託体制を示した資料

本業務に携わる従業員の体制及び数分かるようにすること。

(イ) 5(6)に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として提出する日から3か月以内のもの。写しでも可。）

(ウ) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙4）

(エ) 業務スケジュール

想定している業務スケジュールを分かりやすく示すこと。

(オ) 類似業務に関する主な受託実績

実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。

(カ) 決算報告書

直近2期分の決算報告書

(キ) その他

その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、5部提出すること）。

(2) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本（コピー）4部 ※ただし、(1)ウを除く。

(3) 提出期限

令和8年5月20日（水）正午

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(4) 提出先

下記13を参照

(5) 留意事項

ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

10 審査及び委託先の決定方法

(1) 審査

審査は、上記提出資料等について行い、審査項目表を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず通知する。

(3) 契約の締結等

ア 上記(1)の審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

イ 当該業務については、宮崎県雇用労働政策課の了解なしに他者に再委託することはできないものとする。

ウ 契約保証金について、契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 著作権

成果品に係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

12 その他

(1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、著作権法令等の法令を遵守すること。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で企画提案競技以外の目的に使用しない。

13 書類の提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階

(2) 担当 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当(担当：田村)

(3) 連絡先 電話番号 0985-26-7105(直通)

ファックス番号 0985-32-3887

メールアドレス u-turn@pref.miyazaki.lg.jp